

経営指導員採用試験実施要領

高知県商工会連合会

〒781-5101 高知市布師田 3992-2

高知県中小企業会館 3階

☎ (088) 846-2111

受付期間	平成30年10月25日(木)～12月25日(火)
試験日	平成31年1月12日(土)
一次試験会場	高知県商工会連合会 研修室

1. 採用予定人員 経営指導員 平成31年4月1日付け採用予定 若干名
※室戸市商工会等
2. 職務内容 中小・小規模企業の経営サポート及び経営改善普及事業など地域振興業務並びに商工会運営に関する業務
3. 受験資格 経営指導員
次の(1)から(3)に該当する者
(1) 採用日において原則58歳未満である者
(2) パソコンの操作ができ、普通自動車免許以上の免許を有する者
(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制大学の卒業者(平成31年3月に卒業見込みの者含む)又は高知県商工会連合会が同等と認めた者
※上記(1)から(3)の受験資格を有していても、次のいずれかに該当する者は受験できない。
ア. 成年被後見人及び被保佐人
イ. 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
4. 募集方法 新聞広告等、ハローワーク、人材確保センター等公的機関及び高知県商工会連合会ホームページ等での募集
5. 受験手続
(1) 受付
土曜、日曜を除き、平成30年10月25日(木)から12月25日(火)まで受け付けます。
受付時間は、午前9時から午後5時までです。なお、郵便による申し込みは、平成30年

12月25日（火）必着とします。

(2) 提出書類

ア. 受験申込書

イ. 最終学校の卒業証明書（卒業証書の写しでも可）

なお、卒業証明書は最近3ヵ月以内のものに限る。

ウ. 職務経歴書

(3) 受験申込書の請求

受験申込書の配付場所 高知市布師田3992-2 中小企業会館3階
高知県商工会連合会 総務共済課

(4) 申込方法

受験申込書に記入し、押印、写真貼付のうえ提出書類一式を本会総務共済課へ提出して下さい。（封筒に「受験申込書在中」と朱書きして下さい。）

(5) 受験票

応募締め切り後、1月7日（月）ごろまでに書類選考結果を文書にて通知します。書類選考不合格者については、その旨を通知し、書類選考合格者には受験票を送付しますが、そのころ未着であれば本会総務共済課に照会して下さい。送付された受験票は、最近3ヵ月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向きのもの）を所定欄に貼り、試験当日必ず持参下さい。写真のない場合は受験できません。

6. 試験の日時及び場所

区 分	種 別	日 時	場 所
第一次試験 (経営指導員 試験)	・一般教養試験 ・専門試験 (3級程度 の簿記問題 含む) ・論文試験 ・適性検査	平成31年1月12日(土) 午前10時から午後4時頃まで	高知市布師田3992-2 中小企業会館3階 高知県商工会連合会 研修室
第二次試験	・口述試験 (集団、個別)	平成31年1月26日(土) 午後1時から	高知市布師田3992-2 高知県商工会連合会 研修室

(注1) 第一次試験の受験資格については書類選考のうえ、本人に通知します。

(注2) 第一次試験は必ず電卓を持参して下さい。

(注3) 第二次試験は、第一次試験合格者のみに実施します。第一次試験の選考結果については、第一次試験終了後10日以内に文書にて通知します。

7. 試験の方法

(1) 第一次試験

種 目	方 法		内 容
一般教養試験	四 肢 択 一	7 5 題程度 1 時 間 3 0 分	大学卒業程度の一般知識及び公務に必要な基礎的な知的能力の 検証試験
専門試験	五 肢 択 二	5 0 題程度 1 時 間 3 0 分	業務に必要な専門的な能力試験 で簿記 3 級程度の問題も含む
論文試験	職務遂行に必要な見識、判断力、思考力などについての小論文による 試験		
適性検査	職務遂行に必要な性格などの検査		

(2) 第二次試験

種 目	内 容
口述試験 (集団・個別)	人物、人柄などについての集団及び個別面談試験(受験人員によっては集団面接を中止する場合があります。)

8. 合格者への通知

最終結果通知は第二次試験終了後、10日以内に文書で通知します。

9. 採 用

平成31年4月1日付で採用の予定。

10. 勤務先

採用後の経営指導員勤務先は、室戸市商工会等を予定しています。

なお、採用後の人事異動については、県内25商工会及び県連合会が対象となります。

11. 給与等

経営指導員 176,800円～ (前歴加算あり)

給与規程の定めにより、本俸(年1回昇給)、扶養手当、通勤手当、期末手当、住居手当など
があります。

定年 60歳(再雇用制度あり)

12. その他

土曜、日曜、祝日の休日のほか、就業規程に定める特別休暇や有給休暇の制度があります。

なお、採用後、簿記2級資格の未取得者は、まず当該資格を取得していただきます。その後は、経営指導員にふさわしい資質向上のため各種の研修制度を活用しながら、中小企業診断士国家資格の取得を目指していただきます。

1次試験及び2次試験場案内図

